

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	旧内野醤油店の今後の利活用について	文化政策課
2	第三次小田原市子ども読書活動推進計画 の策定について	図 書 館
3	第3期おだわら障がい者基本計画（素案） について	障がい福祉課
4	おだわらっ子見守りサービスの導入につ いて	学校安全課

令和5年2月17日

旧内野醤油店の今後の利活用について

1 進捗状況

旧内野醤油店は、板橋地区の情報発信・交流拠点として、また、新たな回遊性と地域の活性化を促進する施設として、令和4年（2022年）3月に公有化した。

現在、建物を適切に維持・保全するため、現況調査・耐震診断を行っており、令和5年（2023年）2月末に調査結果の報告を受ける予定である。

今後、調査の結果をもとに利活用方針を決定し、耐震補強等改修実施設計業務を行う。

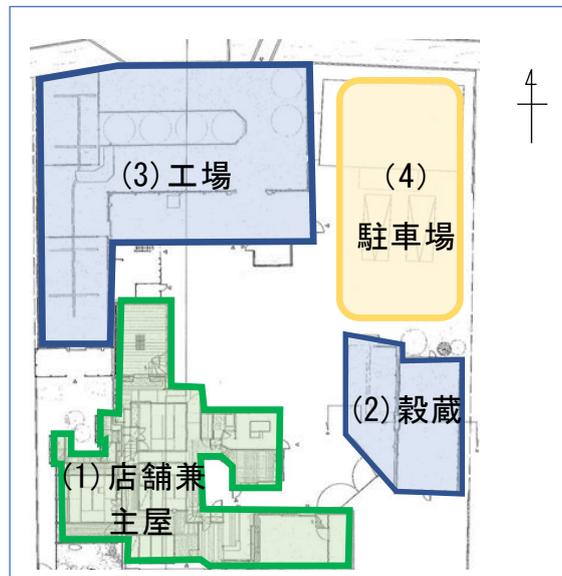
【現時点での調査結果内容】

(1) 店舗兼主屋	一部柱に蟻害・土台腐朽あり。2階床組一部沈下、屋根は全体的に劣化があるが全体として建物状態は良好
(2) 穀蔵	一部柱に腐朽あり。はり撤去の形跡あるが、全体として建物状態は良好
(3) 工場	柱に著しい腐朽あり、一部軸部半壊。屋根は全体的に劣化、雨漏あり。建物状態は各所に劣化があり。

2 利活用方針案

板橋地区の情報発信拠点・交流拠点・観光回遊の拠点として整備する。また、用途地域が近隣商業地域であり利活用の自由度が高いことから、公民連携による利活用を検討し、複合的で多様な用途・機能を盛り込み、地域住民から観光客まで幅広い層を取り込むことで、エリアに活気をもたらす新しい集客施設を目指す。

【配置図】



【各建物等の利活用案】

(1) 店舗兼主屋	改修案	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には外観を維持し、補修。
	利活用案	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗兼主屋は、旧東海道に面して、なまこ壁や石造アーチなどを持つ板橋地区のシンボリックな建造物であることから、観光客等を誘導しやすく、板橋エリアの活性化に寄与できる。 ・店舗部分と主屋部分の区別が可能であるため、観光回遊拠点として案内機能を持たせるとともに、一部を民間事業者提案による商業的施設として民間貸付する等、複合施設として活用する。 <p>民間事業者へのヒアリングを基にした想定活用 宿泊施設、カフェ、物販、コワーキングスペースなど</p>

(2) 穀蔵	改修案	・基本的には外観を維持し、補修。
	利活用案	・民間団体から地域住民まで広く活用でき、地域の活性化にも寄与できるフリースペース、イベントスペースとして活用する。
(3) 工場	改修案	・最終的な調査結果や費用対効果を踏まえて検討する。
	利活用案	・広い空間を活かし、現存の醤油樽等を展示することでなりわい文化を伝えるとともに、板橋周辺に点在する歴史的建造物と邸園文化、敷地の北側を流れる小田原用水等の紹介施設として活用する。
(4) 駐車場 (現住居含む)	改修案	・現住居部分を解体し、駐車場を整備。
	利活用案	・敷地内に駐車場スペースがないため、数台分の駐車スペースを確保する。

3 今後の予定

令和5年度	地元説明会 耐震補強等改修実施設計 環境影響調査(事前) 現住居部分解体工事 耐震補強等改修工事(～7年度)
令和6年度	利活用事業者募集開始

第三次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について

1 概要

(1) 計画の目的

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に掲げられた基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえた子どもの読書活動を推進するため、関連施策を取りまとめた計画を策定する。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで（5年間）

2 策定の経過

- 令和3年5月21日 図書館協議会において「子ども読書活動に関するアンケート調査」の実施について協議
- 令和3年7月14日 「子どもの読書活動に関するアンケート」の実施
（令和3年7月14日から9月17日まで）
- 令和3年10月29日 図書館協議会において「子ども読書活動に関するアンケート調査」の結果について報告、協議
- 令和4年10月13日 図書館協議会において「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定について説明、協議
- 令和4年11月28日 教育委員会定例会において「第三次小田原市子ども読書推進計画」の策定について報告
- 令和4年12月7日 厚生文教常任委員会において「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定について報告
- 令和4年12月15日 パブリックコメントの実施
（令和5年1月13日まで）

令和5年1月31日 教育委員会定例会において「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定についてのパブリックコメントの実施結果を報告

令和5年2月15日 図書館協議会において「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定についてのパブリックコメントの実施結果を報告

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見提出期間

令和4年（2022年）12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで

(2) 提出された意見

10件（4人）

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3
C	今後の検討のために参考とするもの	6
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

ア 「第3章 1 家庭における子ども読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	絵本、児童図書を母子家庭などに配布する活動に参加しているが、市内には提携している本屋がないため、活動参加に促進を強くすすめたい。	C	本計画により、家庭での読書の参考やきっかけとなるよう、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成・配布するなど、読書の楽しさや重要性について周知を行っていきます。 いただいた意見は、今後の家庭における読書活動推進に係る事業を検討する際の参考にします。

イ 「第3章 2 図書館における子ども読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	様々な分野の社会問題を取り上げ、パネルや関連する書籍を展示し、見学及び共感できる場を図書館に設けることで、多くの方が図書館に出向くことになると思う。	C	図書館では、様々な分野で、月ごとにテーマを定めて、企画コーナーに関連した図書を配架しています。 いただいた意見も参考に子どもの関心が高いテーマによる展示・企画などを進めていきます。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
2	図書館独自のホームページや、広報にコラムを設けて図書館の魅力や情報を発信することで、図書館に興味を持ち、多くの方が利用するようになると思う。	C	いただいた意見も参考に、市のホームページのほか、蔵書検索のページ、SNSなど、様々な方策で図書館の情報や魅力の発信に努めていきます。
3	小田原駅西口に図書館があるといいかもしれない。	D	小田原駅の西口ではありませんが、駅近接のミナカ小田原内に小田原駅東口図書館が開館しております。また、令和4年10月から来館せずに電子書籍の貸出ができる電子図書館も開設しておりますので、ご利用いただければと思います。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
4	<p>図書館では、少し前までは、子供がいるだけで「静かにするように」と言いに来る職員がいた。</p> <p>（今は改善されているが）そのため、子育て世代には図書館が身近ではなくなってしまった。</p>	B	<p>子どもや子育て世帯が気兼ねなく図書館を利用できるよう、互いに他者への理解の意識を持ち、全ての人気が気持ちよく利用できる利用者意識を醸成することが大切だと考えています。</p> <p>本計画により、館内ゾーニングの認知向上や職員対応を工夫するなど、利用者意識の醸成につながるような取組を進めていきます。</p>
5	<p>図書館の行うレファレンス業務を子どもが活用しやすいような環境を整備し、調べものを通じて多くの図書にかかわりを持つような施策を記載してほしい。</p>	B	<p>図書館では、身近な疑問や関心を子ども自身が本を使って調べ、まとめる力を醸成するため、調べる学習コンクールや調べ学習の基礎講座を開催しています。</p> <p>本計画により、引き続き、これらの事業を継続するとともに、子どもたちが気軽に相談しやすい設えや職員体制の工夫など、本と図書館の活用促進に向け、環境の整備に努めていきます。</p>

ウ 「第3章 3 学校等（幼稚園やこども園、保育所含む）における子ども読書活動の推進と連携」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	学校図書室を拡充して市内の各学校に学校図書館を開設し、本を身近で閲覧できる環境を作ること、子どもから大人まで気軽に本に触れられる機会が多くなると考える。	C	学校図書室を拡充して図書館を開設する計画はありませんが、子どもたちが身近で本と出会える環境の整備は、本計画の基本方針となっています。学校図書室と公立図書館の連携を図っていくほか、インターネットを介していつでも利用可能な電子図書館を子どもたちと本の出会いのきっかけとして活用するなど、方針に沿って、読書活動を推進します。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
2	図書館や学校の図書室に魅力のある本があると友達に勧められる。また、新しい本を購入した場合は学校内で広報するとよい。	C	<p>図書館では、新しく購入した本を新着本コーナーに配架したり、お薦め本のブックリストを作成・配布するなど、本に関心を持てるような取組を行っています。</p> <p>本計画により、児童生徒が読みたい図書資料の積極的な収集とともに、効果的な情報発信も工夫していきます。また、学校内での広報については、学校図書室との連携を進める中で参考にします。</p>
3	司書教諭の配置、学校司書の配置について全学校に常駐させてほしい。	C	<p>市が配置している学校司書の全校常駐配置については、人員確保や予算の面などにおいて課題がありますが、学校図書室の状況を把握し、連携を図りながら、充実に向けて工夫していきたいと考えています。</p>

エ 「第3章 4 ティーンズの利用を促すための読書活動の推進」に関する
こと

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	パソコンやスマートフォンを使って閲覧したい書籍を借りて読む事を、簡単に行えるように電子図書館を充実するとよい。	B	令和4年10月から電子図書館を開始しています。インターネットにつながる環境であれば、時間や場所を問わず利用が可能であり、子どもの読書活動にも有効であることから、順次所蔵を増やし、充実を図っていきます。

4 今後の予定

令和5年2月22日（水） 教育委員会定例会において「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」策定の審議

令和5年3月 第三次小田原市子ども読書活動推進計画策定

第3期おだわら障がい者基本計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

「第3期おだわら障がい者基本計画」（以下「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられている。

2 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）までの6年間

3 基本理念と基本目標

○基本理念

本市が定めた「第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」」では、制度や分野の枠組みや「支える：支えられる」という関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる全方位的で包括的なコミュニティ、すなわち『地域共生社会』が実現されている姿を2030年の本市の目標としている。

こうした方針を踏まえ、本計画の基本理念を「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現」とする。

○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいく。

- 豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]
- 生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]
- バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]
- 個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

4 施策の分野と取組

施策の分野	取組
権利擁護と差別解消	○啓発活動の充実 ○相談支援の充実 ○権利擁護の充実
生活支援	○利用者本位の生活支援体制の整備 ○在宅福祉サービスの充実 ○住まいの確保 ○経済的な支援 ○自立活動の支援 ○ボランティア活動の活性化
生活環境	○道路、建築物等のバリアフリー化 ○公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 ○防災、防犯対策の推進
教育・療育・文化・スポーツ	○早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 ○継続性のある支援体制の整備 ○障がい児保育・教育の充実 ○文化・スポーツ活動の支援
雇用・就労	○障がい者雇用に関する理解の啓発 ○就労相談、就労支援体制の整備 ○就労の場の拡大
保健・医療	○障がいの原因となる疾病等の予防 ○障がいに対する保健、医療サービスの充実 ○精神保健・医療施策の推進
情報・コミュニケーション	○情報バリアフリー化の推進 ○情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

5 主な新しい取組

- ・「重症心身障害や強度行動障害、医療的ケアが必要な方を支援する体制づくり」
- ・障がい児者の重度化、高齢化及び親亡き後を見据えた「地域生活支援拠点の整備」
- ・「農福連携の推進」

6 今後のスケジュール

令和5年3月 第5回おだわら障がい者基本計画策定検討委員会開催
同月 策定

おだわらっ子見守りサービスの導入について

1 目的

公民連携によるデジタル技術を活用した、おだわらっ子見守りサービスを導入することにより、児童の登下校時等の安全対策の推進を図る。

2 事業概要

株式会社 otta 社が提供する小型の専用端末を、希望する市立小学校の児童全員に無償で配付する。

この端末を持った児童が市内の店舗や事務所等に設置された見守りスポット付近を通過した時や、専用アプリをインストールした端末を保有する市民やタクシーとすれ違った時に事業者のデータセンターに位置情報が記録される。

万が一の際には、警察等へ保護者が問い合わせを行うことで、記録された位置情報を確認できるサービス。

なお、費用については事業者が負担する。

3 協定締結者

小田原市、小田原市教育委員会、株式会社 otta（開発者）、Hamee 株式会社（市内に本社がある情報通信関連会社）、日本電気株式会社（本市と包括連携協定を締結している情報通信関連会社）

4 スケジュール

	令和 5 年												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
事業者との協定	●	協定締結											
導入準備（モデル校） 三の丸小・足柄小・芦子小		→											
システム稼働（モデル校） 三の丸小・足柄小・芦子小						→							
残りの 2 2 校										順次、事業拡大			